

## 香川県広域水道企業団条例第30号

香川県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員定数条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

### 第1

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 企業長及び議会の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 企業長の事務部局の職員 30人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>計 35人</p> <p><u>2 前項第2号に規定する職員は、同項第1号に規定する職員がこれを兼ねることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び育児休業をしている職員（以下「退職者等」という。）を含まないものとする。</u></p> <p><u>4 退職者等が復職し、又は復帰した場合において、第1項の職員の数が同項に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数には、1年を超えない期間に限り、その定数を超えるものを含まないものとすることができる。</u></p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条第1項に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 企業長の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 企業長の事務部局の職員の定数は、30人とする。</p> <p><u>2 前項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び育児休業をしている職員（以下「退職者等」という。）を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 退職者等が復職した場合において、職員の員数が第1項の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。</u></p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条第1項に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、企業長が定める。</p>

### 第2

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)

第1条 企業長、議会及び監査委員の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 企業長の事務部局の職員 519人

(2) 議会の事務部局の職員 5人

(3) 監査委員の事務部局の職員 5人

計 529人

2 前項第2号及び第3号に規定する職員は、同項第1号に規定する職員がこれを兼ねることができる。

3・4 略

(趣旨)

第1条 企業長及び議会の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 企業長の事務部局の職員 30人

(2) 議会の事務部局の職員 5人

計 35人

2 前項第2号に規定する職員は、同項第1号に規定する職員がこれを兼ねることができる。

3・4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年2月6日から適用する。ただし、第2の表の改正部分は、平成30年4月1日から施行する。